

アジアPPP推進協議会規約

第1章 総 則

- 第1条 本会は、アジアPPP推進協議会と称する。
- 第2条 本会は、我が国企業のアジア等の海外における、インフラ整備等PPP(官民パートナーシップ) 事業への参画機会拡大に資することを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。
- (1) 海外におけるPPP推進のための調査研究
 - (2) 各国のPPPに関する情報収集・整理と提供
 - (3) 海外におけるPPP推進戦略の検討
 - (4) 海外におけるPPPの推進に関する政策提言
 - (5) PPPに関する国際会議・セミナーなどの企画・実施
 - (6) PPPに関する広報活動
 - (7) その他本会の目的達成に必要な活動

第2章 会 員

- 第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同して入会した法人とする。
- 2 会員は、会員の代表者として本会に対してその権利を行使する1人の者を定め、本会に届け出なければならない。
- 第5条 会員は理事会の定めるところにより、会費を納入しなければならない。
- 2 既納の会費は、第28条に定める場合を除き、いかなる理由であっても返還しないものとする。
- 第6条 本会に入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 2 前項において、理事会は入会の申込みについて、関係する部会幹事会に意見を聞いた上で、第2条に定める本会の目的に適合しないと判断した場合を除き、当該申込みを承認しなければならない。
- 第7条 会員が本会を退会しようとするときは、理事会が別に定める退会届けを提出しなければならない。
- 2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 解散し、又は破産したとき。
 - (2) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき。

- 第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において理事の3分の2以上の議決を得て、これを除名することができる。
- (1) 本会の会則に違反したとき。
 - (2) 本会の名誉をき損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

- 第9条 本会の役員会社として、理事会社及び会計監査会社を置く。
- 第10条 理事会社のうち1社を会長会社とする。会長会社は本会を代表し、会務を総括する。
- 2 会長会社は、理事会社の互選によって選出する。
- 第11条 理事会社のうち1社を副会長会社とする。副会長会社は会長会社を補佐する。
- 2 副会長会社は、理事会社の互選によって選出する。
- 第12条 理事会社は理事会を構成し、会務を執行する。
- 2 理事会社は、各部会幹事会において、その構成会社の互選によって1社を選出する。
- 第13条 会計監査会社は、本会の財産の状況を監査する。
- 2 会計監査会社は、前号の規定による監査の結果、不正の行為又は本規約に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会に報告する。
 - 3 会計監査会社は、理事会社以外の会員の中から理事会において選出する。
- 第14条 役員会社の任期は1年とする。役員会社の再任はこれを妨げない。
- 2 役員会社は、辞任又は任期満了の後も、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。
 - 3 役員会社は理事会の議決により、解任することができる。
 - 4 前項の規定により役員会社を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員会社に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 会議

- 第15条 本会の会議は、総会、理事会、調査部会、部会幹事会とする。
- 第16条 総会は、会員により構成し、少なくとも毎年1回これを開催する。
- 2 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 規約の変更
 - (2) 解散及び解散時の残余財産の処分
 - (3) 役員会社の職務
 - (4) 会の運営に関する重要事項

- 3 総会は、次の場合に会長会社が召集して開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、召集の請求をしたとき。
 - (2) 会員総数の3分の1以上から召集の請求があったとき。
- 第17条 理事会は、理事会社により構成し、少なくとも毎年1回これを開催する。
- 2 理事会は、この会則に定めるもののほか、総会に付議すべき事項、総会の議決した事項の執行に関する事項、その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項を議決する。
 - 3 理事会は、次の場合に会長会社が招集して開催する。
 - (1) 会長会社が必要と認めたとき。
 - (2) 理事会社総数の2分の1以上から召集の請求があったとき。
- 第18条 分野別の本会の活動を進めるために、理事会の承認を経て調査部会を設置する。会員はいずれかの調査部会に所属しなければならない。
- 第19条 調査部会の執行機関として部会幹事会を設置する。
- 2 部会幹事会の構成会社（以下、「部会幹事会社」という。）は、調査部会に所属する会員の互選によって、調査部会の執行に必要な数を選出する。
 - 3 部会幹事会は、この会則に定めるもののほか、調査部会の運営に必要な事項を議決する。
 - 4 部会幹事会は、次の場合に当該部会幹事会から選出された理事会社が招集して開催する。
 - (1) 当該理事会社が必要と認めたとき。
 - (2) 当該幹事会の構成会社総数の2分の1以上から召集の請求があったとき。
 - 5 部会幹事会社の任期その他について、第14条の規定を準用する。
- 第20条 各会議は、構成員の過半数の出席をもって成立する。
- 2 各会議の議事は、この会則において別途定めるものを除き、出席した過半数の同意でこれを決する。
 - 3 やむをえない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決権を行使することができる。この場合、表決権を行使する構成員は、会議に出席したものとみなす。

第5章 資産、会計及び活動

- 第21条 本会の資産は、会費収入及びその他の収入とする。
- 第22条 本会の資産は、理事会が定める方法により事務局が管理する。
- 第23条 本会の経費は、資産をもって支弁する。
- 第24条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。
- 第25条 本会の活動計画及び収支予算書は、部会幹事会での検討を経て各会計年度開

- 始前に理事会の議決を得て、その後すみやかに総会に報告しなければならない。ただし、当該会計年度開始前に理事会で議決できない場合は、理事会の議決を得るまでの間、前会計年度の予算執行の例により執行することとする。
- 2 前項のただし書きに該当する場合、当該会計年度開始後90日以内に理事会の議決を得なければならない。

第26条 本会の活動報告書、収支決算書は、会計監査会社の承認を得た上で当該会計年度終了後90日以内に理事会の議決を得て、その後すみやかに総会に報告しなければならない。

第27条 本会の収支決算に差額が生じた場合、理事会の議決がある場合を除いてこれを翌会計年度に繰り越すものとする。

第28条 本会は、総会において会員総数の4分の3以上の同意を得て解散することができる。

- 2 解散する場合の残余資産の扱いは総会の定めるところによる。

第6章 事務局

第29条 本会の事務を処理するため、理事会の定めるところにより事務局を置く。事務局に関して必要な事項は、理事会の定めるところとする。

第7章 オブザーバー

第30条 本会の活動に、本会の会議における表決権を有しないオブザーバーを参加させることができる。

- 2 オブザーバーは、本体の活動全般に参加する全体オブザーバーと特定の調査部会活動のみに参加する部会オブザーバーの2種類とする。
- 3 全体オブザーバーは理事会の承認により、部会オブザーバーは各部会幹事会の承認により、それぞれ資格を得るものとなる。

第8章 権利及び義務

第31条 本会において作成される資料、報告書の著作権は、会員、オブザーバーが自ら提供したものを除き、本会に帰属する。

第32条 会員、オブザーバーは、前項の規定にかかわらず、本会において蓄積された情報、ノウハウを、事務局からの指定が無い限り、自らの業務に利用することができる。

第33条 会員又はオブザーバーにより提出された資料、情報を含め、事務局から守秘の指定があった場合には、第三者に開示し、または漏洩してはならない。

- 2 前項の規定は次のいずれかに相当する場合は適用されない。
- (1) 知得する以前に既に公知となっている場合

- (2) 知得した情報によることなく独自に開発した場合
 - (3) 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手した場合
 - (4) 知得した以後に自己の責任に帰さない理由で公知となった場合
- 3 会員及びオブザーバーは、本会脱退後又は本会解散後であっても、前2項の規定を遵守する。

第9章 その他

第34条 本規約の解釈に疑義を生じた事項については、理事会で協議の上これを解決する。

付 則

- 1 この会則の規定は、本会の成立の日から実施する。
- 2 設立当初の会費は、本規約の規定にかかわらず、別紙1の通りとする。
- 3 設立当初の役員会社、会長会社、部会幹事会社、オブザーバーは、本規約の規定にかかわらず、設立総会で定めたものとする。
- 4 設立当初の役員会社、部会幹事会社の任期は本規約の規定にかかわらず、平成18年度の第1回目の総会までとする。
- 5 設立当初の調査部会は、本規約の規定にかかわらず、設立総会で定めたものとする。
- 6 設立初年度の会計年度は、本規約の規定にかかわらず、設立の日から平成18年3月31日までとする。
- 7 設立初年度の活動計画及び収支予算書は、本規約の規定にかかわらず、設立総会で定めたものとする。
- 8 設立当初の事務局は、本規約の規定にかかわらず、別紙2の通りとする。

(別紙1) **アジアPPP推進協議会の会費**

本会の会費は年会費200千円とする。

ただし、複数の部会に参加する場合は追加1部会につき100千円を加算する。

(別紙2)

アジアPPP推進協議会の事務局

本会の事務局を株式会社三菱総合研究所に置く。

事務局は以下の業務を行う。

- (1) 会議の開催に関する準備・連絡
- (2) 会議の議事進行の支援
- (3) 会議の資料作成の支援
- (4) 会費の請求
- (5) 会費の入金、資金の支出等の管理事務
- (6) その他本会の運営にかかる事務